

第3章 公共施設等災害復旧計画

1. 計画の概要

地震により被害を受けた公共施設等の早期復旧を図るため、被害状況の調査、激甚災害指定の検討及び災害査定等、災害復旧に向けた一連の手続きを定める。

2. 被害状況の調査と県への報告

災害復旧事業の対象となる公共施設等に被害が発生した場合、施設の管理者はその被害状況を迅速かつ的確に把握するとともに、その状況を町又は県に対し速やかに報告する。

また、町は、施設の管理者から被害状況の報告を受けたときは、その内容を速やかに県に対して報告する。

3. 激甚災害指定の調査と推進

(1) 激甚災害指定の調査の実施

県は、第3項の被害状況報告に基づいて町の被害状況等を検討し、県内において著しく激甚である災害が発生したと判断される場合には、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(以下、「激甚法」という。)に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けるため、必要な調査を実施する。

町は、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査等について協力する。

(2) 激甚災害指定の推進

県は、前項に基づく調査の結果、激甚法に定める激甚災害が発生したと認められるときは、国(内閣府等)に対し激甚法に基づく激甚災害の指定を働きかけるなど、早期に激甚災害の指定が受けられるよう努める。

4. 復旧の基本方針の決定等

(1) 復旧の基本方針の決定

町は、県が復旧の基本方針を定めるにあたり意向を伝える。

県は、被害の状況及び被災地の特性並びに被害を受けた公共施設等の管理者及び町の意向等を勘案するとともに、迅速な原状復旧又は災害に強いまちづくり等の中長期的な振興計画等に配慮し、復旧の基本方針を定める。

(2) 災害復旧計画概要書(査定設計書)の作成

被害を受けた公共施設等の管理者は、(1)の基本方針に基づき、速やかに災害復旧計画概要書(査定設計書)を作成する。

なお、被害を受けた公共施設等の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

また、迅速な復旧を進めるため、県警察は、関係機関・団体等と連携・協力しながら、復旧事業からの暴力団排除に努める。

(3) 国、県による復旧工事の代行

国及び県は、著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害(以下「特定大規模災害」という。)等を受けた町から要請があり、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、町に代わって工事を行う。

5. 災害査定の促進

県は、復旧事業費の早期決定により災害復旧事業の円滑な実施を図るため、災害復旧事業について、国に対し国庫負担申請を行う。また、町営災害復旧事業については、副申を行う。

6. 災害復旧関係技術職員等の確保

町は、災害復旧事業に係る測量、設計書の作成及びその他の業務を担当する技術職員等に不足が生じたときは、当該災害復旧事業を所管する県の部局の主幹課に対し、技術職員等の応援派遣について協力を要請する。

災害復旧事業を所管する県の部局の主幹課は、被災町から技術職員等の応援派遣について協力要請を受けたときは、被災地以外の市町村からの職員の応援派遣又は県職員の応援派遣について調整を行うなど、必要な措置を講ずる。

7. 資金計画

(1) 町の資金計画

町は、県に準じて、災害応急対策及び災害復旧事業の実施に必要な経費を迅速に調査し、全体の資金量を把握するとともに、各種災害復旧事業制度、地方債制度及び地方交付税制度等を踏まえ、全体の資金計画を策定する。

また、各種災害復旧事業制度及び地方財政措置制度等に基づく必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて短期資金の確保を行う。

(2) 東北財務局山形財務事務所の措置

- ① 東北財務局山形財務事務所は、町と緊密に連絡し、その災害対策に係る資金計画を把握するとともに、地方債の発行について必要な措置を講ずる。
- ② また、町及び県の資金計画において一時的に資金が不足する場合は、町の要請に応じ、災害つなぎ資金として財政融資資金を融通する措置を講ずる。
- ③ 町又は県が国有財産(普通財産)を応急措置や復旧・復興対策の用に供したい旨の要請をしたときは、その要請に応じて適切な貸し付け措置を講ずる。

く。